



●予約時に居住地を確認させていただきます。また、宿泊時に本人確認書類の提示が全員分必要です。

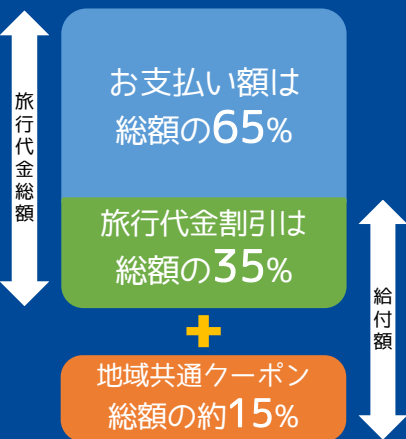
「Go To トラベルのご利用に当たっての遵守事項」を参考に、感染症対策を十分に講じたくえでご参加ください。



- 大学生協の「Go To トラベル」対象宿泊プランを予約する際に「Go To トラベル」の割引を取得可能です。宿泊の予約を伴わず、「Go To トラベル」の権利だけを確保することはできません。
- 11月6日予約分より、ビジネス出張の利用が対象外となります。公務員の他、私学など民間の教職員の方も出張利用は出来ません。
- 11月17日予約分より宿泊の上限泊数が7連泊までとなります。8連泊以上の場合であっても7泊までは支援対象となります。
- 他の地方自治体の支援金との併用はできない場合がございます。(例:「どうみん割」は「Go To トラベル」との併用不可)
- 当日の不在に対して「Go To トラベル」を適用することは固く禁じられています。後日になって判明した場合でも、割引前の宿泊代金をご請求させていただくとともに、地域共通クーポンを返納いただきます。公的な支援金のためご了承ください。



支援の仕組み



●代金の一例 温泉1泊2日 2名1室で宿泊  
お一人様あたり 旅行代金 16,800円の場合

合計宿泊代金(消費税・入湯税込) 33,600円

旅行(宿泊)代金から(総額の35%) 11,760円割引

お支払い実額は 21,840円

地域共通クーポンで(総額の約15%) 5,000円還元\*

\*10月1日以降にご出発の旅行に関しては、別途、旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。地域共通クーポンは1,000円単位での配布となります。旅行代金の15%に1,000円未満の端数が生じる場合には四捨五入し、端数が500円以上の場合には1,000円のクーポンが付与されますので、総額の15%を超えたり、逆に満たない場合もございます。地域共通クーポンは宿泊地(フェリーの場合は到着港)の都道府県とその隣接県で、有効期間はチェックイン後より、チェックアウト日までにご利用ください。

まずは、大学生協の旅行カウンターにお問い合わせ下さい。(★)

ご予約成立後、割引後の宿泊代金を大学生協でお支払いください。

予約確認書と、全員の本人確認書類を宿泊施設でご提示ください。

●本人確認書類について●

1点で本人確認書類として認められるもの: 1枚で氏名及び住所、写真が確認できる書類

例:マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等

但し、上記書類を持っていない場合、

以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つまたは①を一つおよび②を一つの組み合わせで提示

①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等

②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

学生証だけでは本人確認にならないのでご注意ください。

●この書面は旅行業法第12条の4による取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合には同法 第12条の5により交付する契約書面の一部となります。該当商品のパンフレットと合わせてご確認のうえお申し込みください。

●この旅行は Go To トラベル 事業支援対象です。国からの給付金はお客様に対して支給されますが、当生協 および Go To トラベル事務局が、給付金をお客様に代わって受領(代理受領)致しますので、お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくこととなります。なお、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けいたします。お客様は、当生協 および Go To トラベル事務局による代理受領についてご了承のうえお申し込みください。

(★)サークル活動の可否など、所属の大学が定める感染症対策の行動指針を守ってご利用ください。そのため「Go To トラベル」適用商品の販売を行わない大学生協もございます。

「地域共通クーポン」は宿泊地(フェリーの場合は到着港)の所在する都道府県と隣接県で、旅行期間中に限りご利用いただけます。使えるお店のリストはこちら

